

風力発電所の環境影響評価審査の 合理化について

平成30年3月12日

経済産業省 産業保安グループ
電力安全課

1. 平成29年度の検討内容

- 発電所の環境影響評価の迅速化が求められる一方、近年、特に風力発電所の環境影響評価の届出が増加していることから、**審査の質は確保しつつ、より一層効果的かつ効率的な審査が必要**。
- 平成29年度は、環境影響評価図書の充実と環境影響評価審査の合理化を基本とした改善策を検討。

1. 背景

環境影響評価図書の届出増加

- 平成24年10月より風力発電所が環境影響評価法の対象に。
- 近年の再エネ拡大策等（FIT等）を受けて、新規参入も含め、風力発電事業が増加。環境影響評価図書の届出件数も年々増加。

環境影響評価図書（風力のみ）の届出件数(暫定値)

平成29年度：配慮書45件、方法書28件、準備書9件、評価書5件：計87件

平成28年度：配慮書27件、方法書25件、準備書21件、評価書13件：計86件

環境影響評価審査における課題

- 環境影響評価の対象となる他の発電方式と比べて、風力発電所は過去の審査事例等が少ないため、環境審査顧問会風力部会等の審査過程において、多数の指摘・質問等が発生している。
 - ✓ 審査する上で必要な情報等の確認が全体の半数程度。
 - ✓ どの事業に対しても繰返し同様の指摘・質問がなされている。
- 基本的な情報の確認に時間を要している。

審査の質は確保しつつ、効果的かつ効率的な審査の運営が必要

2. 方向性

(1) 審査での基本的指摘の回避

環境影響評価図書の充実

➤ 風力発電所の環境影響評価の実施に係る事例集の作成

- 新規事業者等は、過去の事例を参考に環境影響評価図書を作成することが可能に。

➤ チェックリストの整備

- 方法書・準備書の審査過程で一般的によくある質問・指摘等を整理。
- 事業者において、あらかじめ質問・指摘に対応した図書を作成することで、環境審査顧問会での指摘を減らすことが可能に。

(2) 効果的かつ効率的な審査の運営

審査プロセスの合理化

➤ 環境審査顧問会の重点化

- 事業・地域特性に係る内容を中心とした審査を実施。

➤ 都道府県審査との効率的な連携

- 引き続き、国の審査と自治体による審査を並行して実施する。等

2. 具体的な取組み

- チェックリスト、事例集の整備や環境審査顧問会の運営変更等により、審査過程での指摘事項を減らすとともに審査の重点化を図る。

(1) チェックリストの整備・活用

- 方法書・準備書の調査、予測及び評価の手法や結果の妥当性等を検討するために必要となる事項のうち、**環境審査顧問会で一般的によくなされる質問・指摘等を確認することができるチェックリストを整備。**
- 環境影響評価審査を受ける事業者に対してチェックリストの活用を依頼。(発電所環境アセスメント情報サービス(経済産業省HP)に平成30年2月26日に掲載)

<今後の運用>

- ✓ **環境影響評価図書**の届出前の段階で、チェックリストを用いて事業者が**自ら図書の内容を確認。**
- ✓ **図書の届出時**に、**事前確認したチェックリストをあわせて提出。**

(3) 事例集の公表・活用

- 「**発電所に係る環境影響評価の手引**」を補完する形で、「特に留意すべき環境要素」に焦点を当て、**環境審査顧問会において取り上げられることが多い事項等**の既存事例を整理。
- 新規事業者等の参考となるよう、**事例集を公表。**(発電所環境アセスメント情報サービス(経済産業省HP)に平成30年3月9日に掲載)

(2) 環境審査顧問会の運営変更

- チェックリストの運用を前提に、**準備書の環境審査顧問会(対面審査)を原則1回に変更**(従来は2回)。
- 1回目の環境審査顧問会において十分な審査が出来なかった事業については、**追加で2回目(対面審査)を実施。**

<追加で対面審査を実施することが想定されるケース>

- ① 事業計画の熟度が低い場合
- ② 対象事業実施区域内及び周辺に動植物の重要な種が存在する、国や自治体等の基準に整合していない等、**環境に著しい影響が懸念される場合**
- ③ 審査にあたって必要な資料(データ等)の不足が著しい場合

(4) 都道府県への協力依頼

- 審査効率化への協力を平成30年3月12日に改めて依頼。

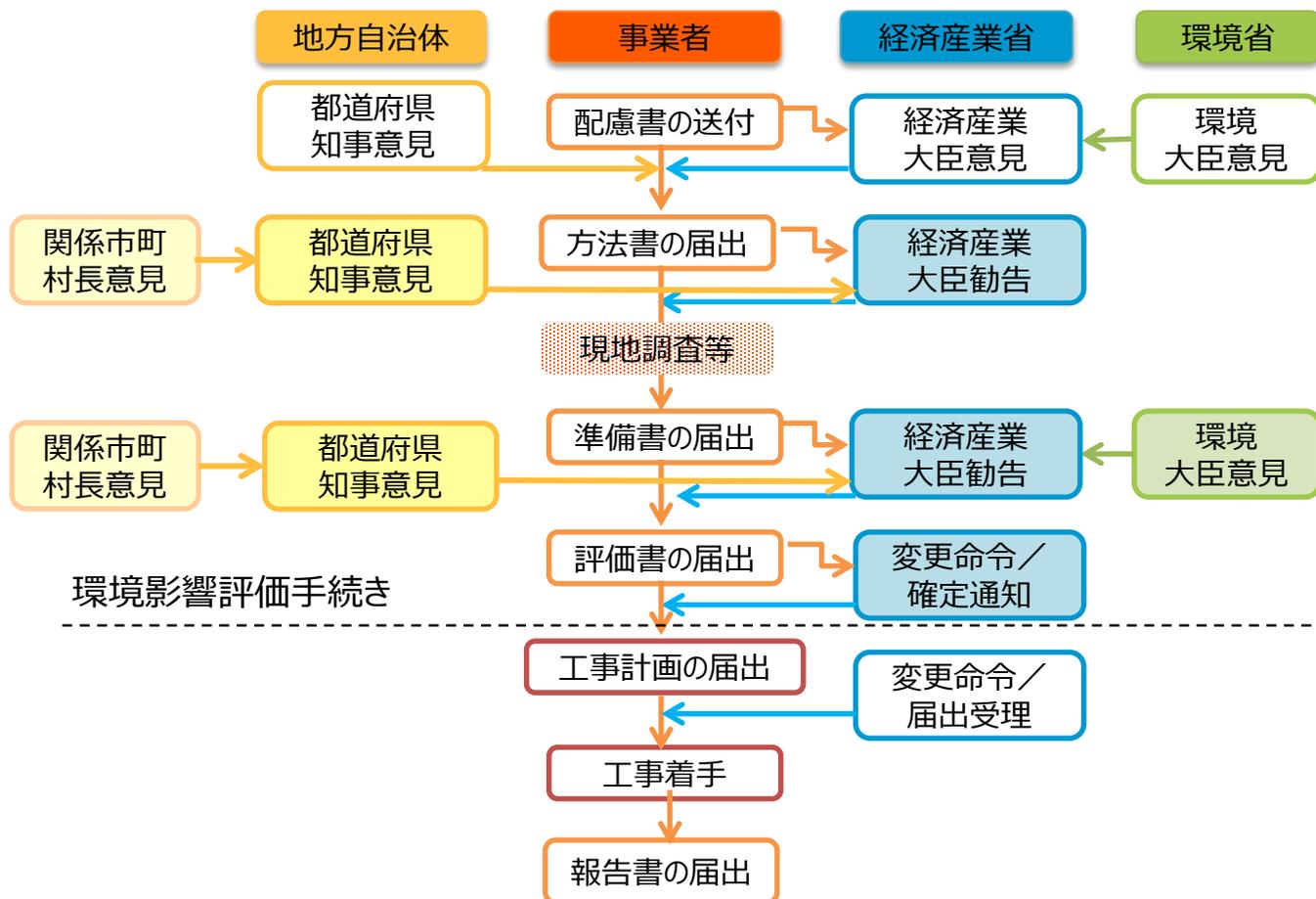
<依頼事項>

- ✓ 知事意見提出タイミングの**国への事前連絡。**
- ✓ 審査会等における審査内容、答申その他の**知事意見の形成に係る情報の提供。**

(参考 1) 発電所の環境アセスメント制度

- 環境アセスメントとは、事業の内容を決めるに当たって、環境にどのような影響を及ぼすかについて、**事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうとする制度。**
- 事業者は、各段階（配慮書、方法書、準備書、評価書）の図書の公開・縦覧や説明会等を実施し、**多くの方々から意見提出が期待できる仕組み。**

① 発電所の環境影響評価のフロー



② 発電所の環境影響評価の対象事業

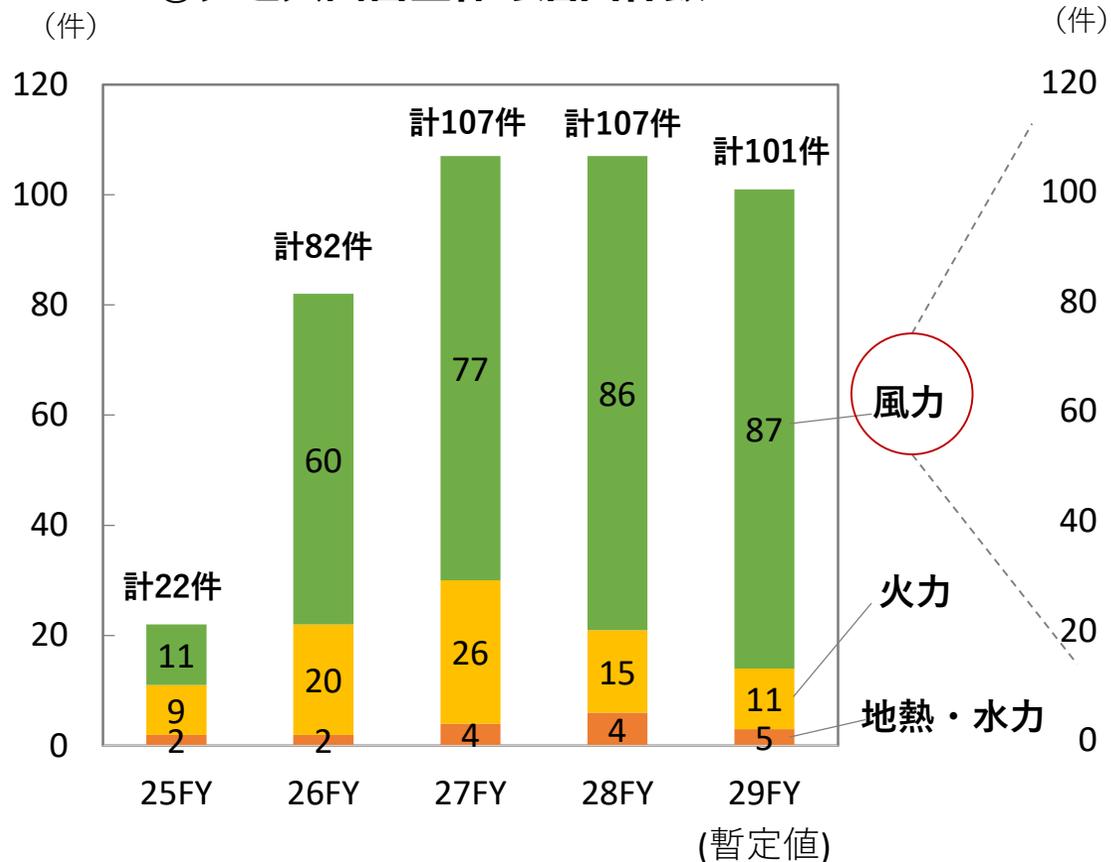
事業の種類	第一種事業	第二種事業(※2)
水力発電所	3万kW以上	2.25万kW以上 3万kW未満
火力発電所	15万kW以上	11.25万kW以上 15万kW未満
地熱発電所	1万kW以上	0.75万kW以上 1万kW未満
原子力発電所	すべて	-
風力発電所(※1)	1万kW以上	0.75万kW以上 1万kW未満

- (※1) 風力発電所は平成24年10月から対象
 (※2) 第二種事業については、環境影響評価の要否の判定を行う。

(参考2) 最近の発電所に係る環境アセスメントの状況

- 平成24年10月 風力発電所を環境影響評価法の対象事業に追加したことにより、発電所の環境影響評価図書（以下、アセス図書）の届出件数が増加。
- また、近年の再エネ拡大策等を受けて、風力発電所のアセス図書の届出件数が年々増加。

①アセス図書全体の届出件数



②風力アセスの各段階の届出件数

